

高齢者についての 悩みや不安 何でも相談して



気軽に相談を

4月1日(木)から、市地域包括支援センターが新体制となり、11カ所に設置されます。同センター中央東が新設されるほか、同センター中央と同センター東部の所在地が変更。担当地区や所在地などは右表のとおりです。高齢者についての相談は、近くのセンターに連絡してください。

問い合わせは
介護高齢課 ☎898-6275

市地域包括支援センターの体制(4月1日から)			
民生委員担当地区	センター名	所在地	電話番号
北部・中部・南部・文京	中央	大手町二丁目12-1	898-6275
若宮・城東・中川	中央東	日吉町二丁目20-14	260-6815
上川淵・下川淵	南部	朝倉町830-1	265-1700
桂萱	桂萱	江木町1225-1	264-0808
東	東	川曲町536	280-5590
元総社・総社・清里	西部	大友町三丁目22-9	255-3100
南橘	南橘	関根町668	235-3577
永明	永明	天川大島町三丁目705	290-2880
城南	城南	上増田町600	267-9898
大胡・粕川・宮城	東部	堀越町1658-1	283-8655
富士見・芳賀	北部	富士見町田島240	288-1133

農地の他目的利用には 除外の申し出が必要です

農用地区域内の農地を、住宅や店舗、露天駐車場などに使用するには、初めに農用地区域からの除外をしなくてはなりません。次に、農地法に基づく転用許可や都市計画法に基づく開発許可などが必要です。除外を希望する農地の所有者は申し出を。除外後に計画が無くなった場合は、農用地区域への編入を申し出てください。

なお、郵送では受け付けできません。除外の要件などについては問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

対象区域＝上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・総社・南橘・清里・永明の各出張所管内と城南支所管内の市街化調整区域(農業振興地域内の農地で、「農用地区域外」として農用地区域から除かれた農地は不要)。大胡・宮城・粕川・富士

見支所管内で農用地区域と定められた区域

用意する物＝土地登記事項証明書か登記簿謄本(分家住宅の場合は昭和46年当時の所有者が分かる物)、公図、土地利用計画書、確約書、案内図、土地改良事業等受益地確認書(土地改良事業8年未経過地区内と思われる場合は、土地改良事業の非受益地であることの確認書の提出が必要)、都市計画法第34条第11号による自己用住宅の場合には確認書、印鑑など

申し込み＝4月1日(木)～20日(火)の執務時間内に市役所農林課(☎898-6702)、富士見支所管内の農地は富士見支所(☎288-1946)へ直接。大胡・宮城・粕川支所へも提出できますが、後日、農林課から確認の連絡をする場合があります

問い合わせは
消費生活センター ☎2300-1755

「高すぎる」と家族から反対されました。すぐに業者に連絡をしました。が、「もう送った。解約できない」と相手にされません。

〈事例〉自宅に北海道の業者から電話がありました。2万円のカニを勧められ承諾しましたが、「高すぎる」と家族から反対されました。すぐに業者に連絡をしました。が、「もう送った。解約できない」と相手にされません。

〈回答〉届いてしまってもクーリングオフできるので、安心して下さい。ただし、カニは生鮮食品のため、保管や返却の際には十分な注意が必要です。昨年12月、特定商取引法が改正されました。事例のように電話勧誘や訪問販売で契約した場合、自動車などの一部の適用除外品やサービスを除き、原則すべての商品がクーリングオフできるようになりました。契約書受領後8日以内に通知を出しましょう。

トラブルは未然に防ぐことが大切です。強引に勧められても安易に契約せず、必要なければ、きっぱりと断りましょう。



届いてしまったカニ
解約できないの？

消費者の
豆知識

退職などをしたら 国保の手続きを

就職や退職、引っ越しなどをしたときは、国民健康保険(国保)の届け出が必要です。14日以内に市役所市民課か各支所で手続きをしてください。主な手続き方法は下表のとおりです。

退職して職場の健康保険を脱退した人は特に注意が必要です。国保の加入手続きは会社などからの報告で自動的に行われるものではありません。必ず期限内に届け出ましょう。届け出が遅れると、会社の健康保険を脱退した日までさかのぼって国保税を納入しなくてはなりません。

なお、家族の勤務先の健康保険に扶養家族として加入しながら国保にも加入している人は、すぐに国保からの脱退手続きをしてください。

■保険証の紛失・破損

保険証をなくしたり破損したりしたときは、運転免許証など本人確認ができる身分証明書などを用意し、市役所国民健康保険課か各支所で再交付の手続きをしてください。

問い合わせは
国民健康保険課 ☎898-6250

国保の主な手続き		
	届出が必要な場合	手続きに必要な物
加入するとき	他の市町村から転入した	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養でなくなった	印鑑、※社会保険離脱証明書
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	印鑑
脱退するとき	ほかの市町村に転出する	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入った、またはその扶養になった	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証(認定日が記入された物)
	死亡した	印鑑、保険証
	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証
その他	退職者医療制度(65歳未満の人)に該当	印鑑、保険証・老齢(退職)年金証書(被保険者年金の加入期間が20年未満の人は40歳以後に10年以上加入していることが確認できる書類)
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証
	修学のため他の市町村に転出し別の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失、破損	運転免許証などの身分証明書、破損した保険証

※社会保険離脱証明書の用紙は市役所市民課、国民健康保険課、各支所・出張所にあります。

小中学校入学者に 受給資格者証を郵送

4月に小中学校に入学する子どもの福祉医療費受給資格者証の更新を行います。対象者には4月から使える物を3月下旬に郵送。県内の医療機関で受診する際、保険証とこの受給資格者証を一緒に提示することで無料で受診できます。

なお、中学生までの人で、重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費の受給者は、現在持っている受給資格者証をそのまま使用してください。

福祉医療費の受給 対象者は申請を

福祉医療費の各制度と申請に必要な物は次のとおりです。なお、県内からの転入者で前住所地でも福祉医療費を受給していた人は、前住所地の市町村発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。

- 子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)…①保険証
- 重度心身障害者(高齢重度障害者含む)…①身障者手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、特別児童扶養手当(1級)、I Q35以下を証明する書類のいずれか②保険証
- 母子・父子家庭など(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母または父など)…①母または父に所得税が課せられていないことを証明する書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6253

国保の1割負担者 来年度も据え置きに

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満で一部負担金の割合が1割の人は、4月から一部負担金が2割となる予定でしたが、来年3月まで1割のまま据え置かれます。すでに2割負担の高齢受給者証が配布された人へは、負担割合を改めた高齢受給者証を3月中に郵送します。社会保険などの医療保険に加入している人は、各保険者に問い合わせてください。

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6249